

広島市中区選挙管理委員会告示第4号
令和8年1月27日

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2第6項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 甲斐野 正行

期日前投票所開設場所	所 在 地	期 間
広島市中区役所 3階 第6会議室	広島市中区国泰寺町 一丁目4番21号	令和8年1月28日から 同年2月7日まで
広島駅南口地下広場	広島市南区松原町 9番地先	令和8年2月3日から 同月5日まで 午前10時から午後8時